議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第11号、多度津町保育所保育料徴収に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について、議案第12号、多度津町介護保険条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。福祉保健課長 山下君。

福祉保健課長(山下 俊和)

議案第11号、第12号を一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第11号、多度津町保育所保育料徴収に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてですが、子ども・子育て支援法の一部が施行されることにより、多度津町保育所保育料徴収に関する条例の根拠となる法令に変更を生じるため等の理由により、条例の一部を改正しようとするものです。改正内容につきましては、2ページの新旧対照表によりご説明いたしますので、ご覧ください。

第1条で、児童福祉法の規定による特別な支援を必要とする子どもに対する措置を継続しながら、子ども・子育て支援法の規定による新しい制度を本条例の目的に加えようとするものです。

1ページの下段をご覧ください。

附則として、この条例は、法の施行の日から施行しようとするものです。 以上で、議案第11号についての提案説明を終わります。

次に、議案第12号、多度津町介護保険条例の一部を改正する条例(案)の制定 についてですが、介護保険は、介護保険法の規定により、3年ごとに事業計画 を策定する中で、第1号被保険者の保険料の見直しを行っております。

それにより、今回、第6期事業計画に基づき、平成27年度から平成29年度の保険料の改定をしようとするものです。

併せて、介護保険法の改正により、保険料の所得段階の変更、保険料以外の財源による所得の低い方に対する保険料の軽減、及び地域支援事業の新しい制度への移行時期を定めようとするものです。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをお開きください。 第2条第1項で、保険料の対象となる年度を改め、同項第1号から第9号で、法の 改正により、保険料の所得段階を6段階から9段階に改め、第6期事業計画によ り算出された基準額を基に、それぞれの所得段階別の保険料額に改めようとす るものです。

4ページをお開きください。

同条第2項で、所得の低い方の保険料の軽減を規則で定めようとするものです。 第4条第3項は、保険料の賦課期日後に第1号被保険者が被保護者や要保護者に なった場合の保険料額を規定したものですが、所得段階が6段階から9段階になることにより、同項を改めようとするものです。

1ページ下段をご覧ください。

附則として、第1条で、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものです。

2ページをご覧ください。

第2条で、改正後の保険料の規定は、平成27年度の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例にしようとするものです。

第3条は、地域支援事業の新しい制度への移行時期を定めようとするもので、 第1項から第3項で、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策推進事業、 及び生活支援体制整備事業の3つの事業を町長が定める日の翌日から実施をし ようとするものです。

以上で、議案第11号、第12号の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。